

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日

## アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年12月13日（水曜日）午前9時58分～午前11時10分

2 開催場所 第3委員会室

3 案 件

- 1 証人喚問について
- 2 証人喚問要求について
- 3 これまで提出された記録について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	小豆畑 緑
副委員長	山脇 智	委員	藤原 浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷 良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村 光男
委員	長谷川 章悦	委員	赤木 長義

○欠席委員

なし

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪 龍太	議事調査課主査	石澤 貴志
議会事務局次長	八木澤 透	議事調査課主査	山内 克昌
議事調査課長	齋藤 賢剛	議事調査課主査	柴田 聡
議事調査課副参事	横内 英雄	議事調査課主査	花田 昌
議事調査課主査	山田 達	議事調査課主事	高木 渉

**○丸野達夫委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

12月8日の本会議で報告済みではありますが、里村議長にかわりまして小豆畑緑議員が本委員会の委員になりましたことを、御報告させていただきます。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

案件の1「証人喚問について」を議題といたします。議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 案件の1「証人喚問について」、御説明いたします。その前に済みません。配付資料の確認だけさせていただきたいと思えます。

まず、アウガ問題調査特別委員会証人尋問通告一覧です。4人の方の通告一覧があるかと思えます。

次に、アウガ問題調査特別委員会証人喚問要求書です。

次に、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧、平成29年12月12日現在のものです。

最後に、アウガ問題調査特別委員会における具体的な調査事項、2の「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」の部分で、具体的な調査事項として2つ追加されておりましたので、その部分の再確認も含めまして、資料のほうを準備いたしましたところです。

配付資料は以上でございます。

それでは、案件の1「証人喚問について」です。

お手元に配付の資料「アウガ問題調査特別委員会 証人喚問通告一覧」のとおり、主尋問及び補足尋問を合わせまして、まず、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本氏に対し19件、元代表取締役会長鹿内氏に対し8件、有限会社沼田建設代表取締役沼田氏に対し17件、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂氏に対し24件の証言を求める事項が提出されておりますので、内容の御確認、協議等をお願いいたします。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** まずは、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本氏に対しましては、19件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか――よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、資料のとおり決定いたしたいと思えます。

次に、証人喚問する日時を協議したいと思えますが、平成30年1月12日金曜日の午後1時にしたいと考えておりますが、それでよろしいですか。赤

木委員。

○赤木長義委員 12日って、ほかにも誰かいたよね。

○丸野達夫委員長 はい。

○赤木長義委員 午前中がその人たちで、午後は午後ってことですよ。

○丸野達夫委員長 そうですね、はい。

○赤木長義委員 わかりました。

〔仲谷良子委員「もう1回、日にちを」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 1月12日金曜日午後1時です。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、喚問する日時は、平成30年1月12日金曜日の午後1時、開催場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

証人喚問の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項、あおり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、あおり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月12日午後1時に、議事堂第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本成男氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問通告一覧に記載の証言を求める事項について、証人尋問をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、明本成男氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役会長鹿内氏に対しては、8件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしい

でしょうか。赤木委員。

**○赤木長義委員** 前回も証言しましたがけれども、私は鹿内氏を呼ぶ必要はないと思っています。

以上です。

**○丸野達夫委員長** ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ、もうちょっとあとで言ってほしかったな。今、記載事項について聞いているんで。それ、次に言ってほしかった。（「ちょっと早かった」と呼ぶ者あり）まあ、いいんですけどね。

**○赤木長義委員** いや、呼ぶ必要がないというのは結論ですけれども。要は、鹿内市長がそのスプリンクラー並びにそういった工事のときの社長さんではありませんので、あえて呼ぶ必要はないというのがあります。

以上です。

**○丸野達夫委員長** 記載事項はこれでいいですよ。呼ぶ必要がないから、記載事項も要らないってことになるんでしょうけれども。ほかになければ、記載事項このままで議決に回ってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、資料のとおりまずは決しまして、次に、証人喚問する日時を協議いたします。

平成 30 年 1 月 12 日金曜日午後 3 時にしたいと思います……。

〔赤木長義委員「喚問するかどうかというのは」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** この後議決します。

〔赤木長義委員「まず日にちを先に決めるってことですか」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** はい。同じく 1 月 12 日の、さっき午後 1 時だったんですが、今度は午後 3 時にしたいと思いますけれども。そのことについてありますか。これ、相手がある話なので、こっちで……。

〔赤木長義委員「行かないって言う人だっているでしょうし。常に反対という人はいないんですけども、さすがにね」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** よろしいですか。それでは、証人喚問する日時は、平成 30 年 1 月 12 日金曜日午後 3 時、開催場所は第 3・第 4 委員会室にしたいと思います。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の事項が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、青森駅再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 30 年 1 月 12 日午後 3 時に議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代

表取締役会長鹿内博氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問一覧に記載の証言を求める事項について証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたしたいと思います。

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月12日午後3時に議事堂第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役会長鹿内博氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問一覧に記載の証言を求める事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○丸野達夫委員長** 起立少数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、鹿内博氏を証人として本委員会に出頭することは否決されました。

次に、有限会社沼田建設代表取締役沼田氏に対しましては、17件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか—よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは—はい、どうぞ。赤木委員。

**○赤木長義委員** これ、内容的には—一名前、個人名出していいんだっけ、呼んだ人の名前は。

**○丸野達夫委員長** いいですよ。はい。

**○赤木長義委員** 元沼田建設の社員の工藤信孝さんだっけ。その人を呼んで、いきさつは大体、流れっていうのはわかりましたので、私はわざわざ社長まで呼ぶ必要はないという認識に立ちました。話の内容、会社との関係も大体理解ができてきたので、これ以上、民と民の話をほじくり返しても同じだと思う判断で、ここら辺については、わざわざやる、記載する質問はないと思います。

以上です。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ほかにございますか。山脇委員。

**○山脇智委員** 前回、この建設会社の社員の方からお話を聞いたんですけども、その方が国や市の補助事業だと知らなかったという証言をした部分もあるので、その社員の方がどこまでこの事業内容を把握していたのかとかがあっていうのをやはり判断するためにも、私は呼ぶ必要があるのではないかと思います。

います。

**○丸野達夫委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 見解の相違は、そこは構いません。ただ、質問の仕方を見てたときに、本来この委員会は調査の事実を確認する委員会にもかかわらず、御自分の質問をしている調査、自分が調査した話と食い違いがあれば、それはそういうことじゃないと言ったことで指摘をすとか。本来の委員会にあるまじき発言もあったので、私はそういうことがあるのであれば、事も踏まえるならば、あえて呼ぶ必要はない。あえて同じようなことを確認する必要はないという判断をしています。

以上です。（「質問の仕方でないのか」と呼ぶ者あり）

**○丸野達夫委員長** まあ、それは赤木委員の意見ですので。ほかにございますか。なければ意見はここまでとします。

記載、資料のと通りの通告でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、証人喚問する日時を協議したいと思いますが、平成30年1月16日火曜日午前10時にしたいと考えておりますが、よろしいですか。赤木委員。

**○赤木長義委員** 先ほど鹿内氏が呼ばないことになったので、そこに入れるっていう形のほうが。

**○丸野達夫委員長** そうですね。そのほうがいいと思います。

**○赤木長義委員** そのほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。（「12日午後3時ですか」と呼ぶ者あり）

**○丸野達夫委員長** ちょっと待ってください。

それでは今、赤木委員から提案がありました平成30年1月12日金曜日午後3時にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、証人喚問する日時は、平成30年1月12日金曜日午後3時、場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

証人喚問の件を議題といたします。アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負

担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月12日午後3時に議事堂第3・第4委員会室において、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問一覧に記載の証言を求める事項について証人尋問をしたいと思っております。

これに御異議はありますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議がありますので、起立により採決したいと思っております。

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月12日午後3時に議事堂第3・第4委員会室において、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問通告一覧に記載の証言を求める事項について、証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○丸野達夫委員長** 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、沼田智光氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏に対しては、24件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか――御質疑ありますか。赤木委員。

**○赤木長義委員** 取締役の内容というのは、平成24年の件のみで今までは来ているということ――今までの調査の内容の延長ということではないでしょうか。中村委員にちょっと確認したいんですけども。

**○丸野達夫委員長** そうですね。私じゃわからないので。中村委員。平成24年に限定するののかということについて。

**○中村美津緒委員** 平成24年度に限定するのかもしれませんが、中には取締役に就任してからということもありますので、その部分に関しては、その取締役に就任したときのことをお聞きしたいこともありました。

以上です。

**○丸野達夫委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 取締役に就任したことが調査事項に入るとするのはちょっと理解ができませんけれども。要はさまざまな経緯があって、地権者である野呂氏が経営を担ったかと思うんですけども、それはアウガの中では、アウガをいかに再生させようかということで、多くの方が努力していた流れの一つだと思っています。その中で何を確認するのかわかりませんが、

取締役になったことについては、あくまでも当時の筆頭株主である鹿内博さんからの指名だというふうに認識しているので、そのことが特段――何を確認するのか私はわかりませんが、それは見解の相違ということで、とりあえずいいです。

**○丸野達夫委員長** いいですか。

ほかにございますか。なければ記載事項はこれでよろしいということで、よろしいですか。

次に、証人喚問する日時を協議したいと思いますが、平成30年1月16日火曜日午前10時にしたいと考えておりますが、よろしいですか。16日午前10時です。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、証人喚問する日時は、平成30年1月16日火曜日午前10時、開催場所は第3・第4委員会室とします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1―8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月16日午前10時に議事堂第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問通告一覧に記載の証言を求める事項について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議ありますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成30年1月16日午前10時に議事堂第3・第4委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社

代表取締役社長野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求め、お手元に配付の証人尋問通告一覧に記載の証言を求める事項について、証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、野呂和生氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

案件の 2「証人喚問要求について」を議題といたします。

議事調査課に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の 2 です。

お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 証人喚問要求書」をごらんいただきたいと思います。

新政無所属の会派の中村美津緒委員から 1 名の証人喚問の要求がありますので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 このことにつきまして、中村委員に説明を求めます。中村委員。

○中村美津緒委員 調査事項の 1 の(1)から(4)、そして 2 の(1)及び(2)なんですけれども、当時の青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役元社長の最後の代表取締役社長になりました方を、証言を求める事項に関しましては、「青森駅前再開発ビル株式会社の経営について」、そして「取締役会について」のようなことが話されたのかをお聞きするために、喚問を要求するものです。なお、この件に関しましては、最初質問事項のお手紙を出しましてから来たものに対しまして、それを考えてから証言を求める事項をまた精査して、内容を詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 恐らくあれだと思います。私が説明するのも変だけれども。

手紙で質問をしてその回答をもって、多分それを質問したいっていう意味ですか。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 だそうです。赤木委員。

○赤木長義委員 要は、今、中村委員の発言というのは、文書を出して文書の回答が返ってきたものに対して、百条委員会で質問をしたっていうことと認識していいんでしょうか。

○丸野達夫委員長 だと思います。それでよろしいですか。あ、いいそうです。

ほかにございますか。赤木委員。

○**赤木長義委員** ということは、100条に適用させるということは、まずは文書を出すということになるんですか。

○**丸野達夫委員長** 今、そういう発言があったんで、そういう議決にしたいと思えますけれども。私としてはですよ。

○**赤木長義委員** はい。

○**丸野達夫委員長** いいんですよ——よろしいですか。

ただいま、新政無所属の会派の中村委員から、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長佐々木淳一氏を証人喚問したいとの要求がありました。これにつきましては、文書による質問をしたいということの本人の申し出でございますので、文書による質問をしたいと思えますが、それで構いませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** 何を調査するかわかりませんが、あくまでもメインとしてあるスプリンクラー工事とかのときの社長ではありません。過去の話というか、最後のときの社長さんですので、しかも筆頭株主である当時の市長から、市長みずからが会長をやり、社長も一緒に引き受けた方ですので、そういう調査事項の内容の項目には当たらないと思えますので、わざわざ文書も出す必要は、私はないと思えます。

以上です。

○**丸野達夫委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** ただ、当時経済部長として、市に対してこういった事業を全て報告していたりしたこともありますので、中村委員がこれからどういう質問書を出すかはわからないと思えますけれども、事業についてはさまざまほかにも聞ける要素があると思うので、私はこれについては賛成したいと思います。

○**丸野達夫委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** 今、山脇委員から経済部長だったという話がありましたけれども、あくまでも呼ぶのは会社の社長としてですので、経済部長のときの発言というのは職員の守秘義務があるので、決してしゃべれるような話ではありません。ですから、そういうことではリンクしませんので、あえてそういう話としては筋が通らない話だと思います。

以上です。

○**丸野達夫委員長** ほかに……。仲谷委員。

○**仲谷良子委員** この前の委員会でしたか。鹿内市長を呼ぶということが出たときに、鹿内市長を呼ぶ前に佐々木社長を呼ぶべきでないかという赤木委

員からのお話がありましたけれども、それと今の発言とは整合性はどうなんですか。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 整合性ということよりも、まず今までの経緯の流れの中で調査事項は十分確認ができていますので、しかも、あくまでも呼ぶのであれば社長というのは筋論としてはあると思います。しかし、あくまでも内容的には当時のこの問題——今調査している問題のときの社長さんではありませんから、そのことに対して呼ぶ必要はないと。私はあえて賛成したのは、先ほど山脇委員からも話ができましたけれども、経済部長だったとか、いろいろな流れ、そういったことについて、この百条委員会では調査することはできません。当時のことに対して公務員には。公務員として出すのであれば、市長が了解をしなければ公務員の出頭はできないはずですから。そういった経緯の中で、あえてわざわざこれは呼ぶ必要がないという判断を前回からもいろいろ精査をして……。

○丸野達夫委員長 赤木委員、呼ぶんじゃないくて。（「呼ぶんでない」と呼ぶ者あり）呼ぶんでないです。

〔小豆畑緑委員「質問事項を出すっていうことですよ」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そうそう。

○赤木長義委員 だから、そういうことで、全て含めて文書も出す必要がないという判断をしたということです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 先ほど私、当時の経済部長だったという話で、確かに今回その立場で呼ぶのではないので、私の発言はちょっと訂正したいと思っておりますけれども、ただ決して調査ができないというわけではなくて、公務員は守秘義務があつて答えることができないということがあるだけです。今回元社長という立場として呼ぶということでもありますし、あと、経営破綻に至るまでの状況調査ということで、最後経営破綻したときの社長という部分でも、この調査事項からは特に外れたものではないというふうに私は思います。

○丸野達夫委員長 済みません。質問項目と一緒にないと議決しませんので、きょうは賛成、反対じゃなくて、手段として文書による手段で議決かけてもいいかということは今——反対であれば反対で。それはそれでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、議決するために会議終了後……。まずいですか。

〔齋藤賢剛議事調査課長「肩書だけそのままで質問内容を確認されますか。それとも……」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** それでは、先ほどから議論になっていますが、佐々木淳一氏に関しましては、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長としての質問ですので、そのことを御理解の上、会議終了後事務局が様式を配付いたしますので、12月18日月曜日午後5時までに質問事項を提出いただき、12月20日水曜日午前10時から開催する本委員会で協議したいと思います。（「20日ね」と呼ぶ者あり）20日です。なので、反対するときは、そこで反対していただければと。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、この件はこれにて終わります。

案件の3「これまで提出された記録について」を議題といたします。

次に、市長から提出されました株式会社BSMモニタリング資料に関しまして、御意見等ありませんか。山脇委員。

**○山脇智委員** 私前回、平成23、24、25年度について、指摘、意見を述べまして、残りの平成21年、22年、26年、27年度が出されたので、それについても簡単に意見だけ述べたいと――意見と指摘をしたいと思います。

まず、平成21年3月31日からこのBSMの事業報告が始まったんですけども、この中では長期経営計画の見直しについてということで、「厳しい経済環境が続くなか計画の目標設定とその公表には、十分な議論と検討を経たのちに、利害関係者との間で精緻かつ密接な合意を得たものを用いる必要がある」ということが言われています。また、固定資産においては、この時点で既に、簿価と時価が乖離しているということで、見直しの必要性もあるということが指摘がなされています。

また、次の平成21年7月31日からは、月次業績に基づく財務分析がここからスタートするんですが、この1回目で既に「売上高純利益率が赤字であるのに自己資本純利益率がプラスを示しているのは既に3月の段階から債務超過である事を示している」というふうになっていまして、この時点でもう既にBSMの検査が始まった3月時点で、既にもう債務超過だということをBSMは判断をし、市に対して報告をしていた事実がわかりました。

また、次の平成21年9月30日では、さらに債務超過額が増加しているということが示されています。

また、これは平成21年のクリスマス議会で議決された2億5000万円の融資、新株……（「2億円」と呼ぶ者あり）2億円。ここだと2億5000万円となっているので、最終的には2億円になったと思うんですが、新株発行引受依頼がなされているということと、あとアウガの改善・修繕の必要性についてということで指摘されているのが、管理委託先である――業者名は……。

**○丸野達夫委員長** だめだと思う。

**○山脇智委員** 管理委託先である建設会社へ修繕計画調査を依頼し実施され

た。今後5年間は、建物として安定期にあり、大がかりな修理は必要ないと  
の報告を受けているというのが載せられています。

次に、平成22年3月31日の報告書になるんですけども、これでは債権  
の株式化をしたことによって債務超過が解消されたということが述べられて  
いるんですが、財務分析の結果では、「1月に債務超過状態を解消した事が経  
営の安全性を高めているとはいえ、依然として、事業の継続性からみて重要  
な要素たる当該事業の収益性については、改善を確認する事ができず、むしろ  
悪化傾向にある。今後の課題としては大きな総資本をより有効に活用して  
の売上高の向上・確保を図る事が、将来にわたり事業を継続していく一歩で  
ある」ということが指摘されています。

次に、平成22年6月30日、これ、私知らなかったというか、もしかした  
ら市には報告があったかもしれませんが、地権者との賃借料で一部の組合と  
1坪7000円の賃借料が1914円で契約がなされていて、これが入ってこない  
ことがビル会社の赤字の原因になっているということもこの報告書では指摘  
がなされています。月次業績に基づく財務分析では、もうこの時点で負債比  
率が734%、自己資本比率も12%しかなくて、「この結果を考えると債務超過  
状態を解消したものの安全性においては大変厳しいもの」であるというこ  
とが引き続き指摘がなされています。

次、平成22年——これ平成23年以降のでは、これ最後のものになるん  
ですけども、最後に、各テナントの売り上げが大幅に減少し、ビル会社の収  
益も大幅に減少しているということが指摘されています。

また、資金繰りの課題として、「ビル会社の運転資金構造から鑑みると、今  
後資金不足を起こす可能性が考えられる」ということも指摘されています。  
課題としては、20期実績が営業損失を計上した場合、事業の継続性を前提と  
する再生計画の作成後、3期目においても業績の改善が見られない状況とな  
り、財務の健全性を確保する必要性から、貸借対照表に計上される当該不動  
産の価格については、当該不動産の時価に修正する必要があるのではない  
かと思われるというふうに指摘がされています。

次に、平成23年、24年、25年は前回報告したので、平成26年7月31日  
の報告書からなんですけど、ここでもうかなり倒産が——倒産というか、会社  
の存続が危機的状況だということが指摘されています。売上高営業利益率が、  
「営業利益がマイナスということは借入金の返済だけでなく、長期的には金  
利さえ負担できなくなっていく可能性がある」。「経常的に黒字化できる体制  
を構築することが重要であり」、今後「黒字化することが課題といえる」。売  
り上げの増加率も日々の運転資金、長期事業継続のためにも売上高の増加は  
急務といえる。負債比率もここで1000%を越す比率となっており、比率的  
には異常なほど高い負債依存率となっているということが書かれています。現

金預金も、資金繰りがかなり悪化することが懸念される。資金繰りには、細心の注意が必要であるということが指摘されています。また、ここではもう澤谷社長にかわっているんですが、このときの経営陣の動向で、借入金の問題などもあり、常務が資料作成、状況説明に忙殺されており、経営全般にかかわる仕事が行えていない状況にあるというふうに経営陣が全く仕事できていないということが指摘されています。

次に、平成 26 年 10 月 31 日ですが、財務分析はほぼ変わらないんですけれども、この時点で借入金の問題が出てきまして、短期借入金が長期に振りかわったために各指標は改善しているということが書かれているんですけれども、ただ、借入金の問題は、また 5 年後に生じることは自明で、短期的にも営業保証金の返済が生じれば資金ショートする可能性は十二分にある。各指標にかかわらず、すぐにでも倒産する可能性も十二分にあるということが、もうこの平成 26 年 10 月の段階で書かれています。

また、これはちょっと指摘をしたいんですけれども、月次業績評価会議というのがありまして、先日証人喚問した木村常務がここでも経営についてのさまざまな重要な話し合いはされているということが書かれているんですが、これに対して澤谷社長、専務、一度も出席をしていない。毎月行われているんですけれども、7 月以降 1 回も出席をしていないということがわかりました。あと、常務もほぼ欠席をしているということが書かれています。あと、ここで直営店の撤退として、ガールフレンドに関して、来年の 3 月——平成 27 年 3 月で撤退する方向で検討を進めているということが報告がなされています。

次に、平成 27 年 1 月 31 日では、この時点ではもう会社の存続がかなり危ないということで「営業赤字は長期的には資金ショートに繋がるため、いち早く黒字化する必要がある。また仮に事業売却を検討する場合であっても、営業利益を出せないということは対象会社の事業そのものに魅力がないと映り、M&A 等の事業再編も難しいこととなる」ということで、既にもうこの時点で会社の継続は無理だということが、この B S M の資料では指摘がなされています。

資金繰りについては、もう経営陣のインタビューでは、澤谷社長は、もう黒字化は難しいと。「第 3 四半期までで減価償却費を考慮した営業収支はプラスマイナス 0 程度であり、すぐに資金ショートを起こすことはないというのが会社の考え」ということです。

最後に、インタビューを行っての総評なんですけれども、「第 3 四半期が終わって、営業損失と減価償却費が同額程度であり、資金繰りは短期的には問題ないことから、会社経営陣に大きな切迫感はない。ただ、どの経営陣も現状のままで会社の損益が黒字化することは考えていない」。「経営陣の間でも、

方針が一枚岩でないため、会社としての方向性が見えにくいところがある。取締役会でまともな議論がなされていないとの意見もある。ファシリテーターの役目を果たしてくれる人を役員会に入れることが必要かもしれない」というふうに書かれています。

平成 27 年 4 月 30 日の報告では、これも長期借入金と短期借入金に振りかえられたために、すぐに資金ショートを起こす必要性はないということが書かれているんですが、ここで監査法人からの指摘が書かれていまして、監査法人から、継続企業の前提に関して疑義があるとのことである。継続事業の前提に疑義があるということは、将来的に対象会社が継続して事業を営むことが難しいのではと監査法人が考えていることであるというふうに書かれていまして、現況では、監査法人から、意見不表明になるとのことである。減損会計の適用を飛び越えて継続企業の前提に疑義がある旨の取り扱いは、対象会社にとって信用不安のきっかけになる可能性もあるため、細心の注意が必要と書かれています。

インタビューを行っての総評ということで、ここでかなりこの経営陣に対して、この B S M から厳しく書かれているのですが、「このまま事業を継続してもじり貧になるだけであり、いつかは倒産、破産する可能性が高いと考えている。リーディング活動、営業活動程度の活動では、会社の黒字化を達成する起爆剤にはなりえない。会社の売上高減少、営業赤字の増大は漸次生じており、経営者に逼迫した危機感を感じない。ただし、外部資本を注入して、市役所現経営陣は全て退場し根本的な経営改善、事業改善を行わなければ会社がよくなることはない」と 3 経営陣全て考えている。ただ、それを行うためのリーダーシップをとるつもりはないようである。あくまでも市長、副市長等の市からの指示がなければ大改革に向けての具体的な検討は、今の経営陣では行えない状態」にある。「現状の赤字が続き、建物の修繕も行えず、借入金の返済も行えなければ、会社は確実に数年後に倒産することは間違いない。倒産することが分っていて、また何をしなければいけないかもある程度見えている状態で、動き出さないのはまさに経営者の怠慢といえる。経営者が動かないのであるならば、動く人を選任することも考えて次回の総会に臨む必要があるのではないかと考えられる」というふうに書かれています。

最後に、「全般的に会社経営陣に当事者意識が希薄である」。もっと「会社の将来のことを考えるべき経営者がこのような状態では今後も会社の改善に向けては厳しい状況と言わざるを得ない」ということが書かれ、「痛みの伴う改革が必要ならば、その方向性に向けて会社を引っ張るリーダーシップを経営陣には期待したい」というふうに書かれています。

ここで澤谷社長が退陣をして、次の報告書の平成 27 年 7 月 31 日では、佐々木社長にかわって、これが最後まで続くわけなんですけど、この中では、資金

繰り及び業績について、経費については、統括部長の昇給及び社員への賞与を出したので、人件費は増加している。今後に関しても、取締役及び部長の給与増による人件費上昇が少しずつ会社の体力を奪う可能性がある。資金繰りについては、まだ1年程度経営を続けていく余力はある。いざとなったら、両替をやめて、日通に預けている保証金約990万円を返還してもらうことも可能であるということが書かれています。現金預金の4000万円を下回ると資金ショートのおそれがあるというふうに書かれています。

あと、監査法人からの指摘で前回、この継続企業の前提に疑義があるということなのですが、これは、キャッシュフローが黒字であることを説明し、納得してもらった。また、意見不表明も回避することができた。ただ、今期の業績で減損会計の適用をする必要があると言ってきているというふうに書かれていて、「減損会計を適用することとなると会社は債務超過になると考えている」ということがBSMからは指摘がされています。

最後に、インタビューの総評では、「現在の経営陣は、市役所出身者で固められており、経営・数字のプロではない。会社の現状に関しては、新聞報道もしくは市役所時代の仕事からわかってはいるが、比較対象としての経験がないため会社の業績に関して実感は湧かない部分も否めない」。「経営陣が一新されてまだ意識の統一が図られていない」ということも書かれています。「また会長及び社長から具体的な方向は示されておらず、経営陣で意思統一を行う必要がある」と。

あと最後に、最悪の場合、信用不安から資金ショートが発生する可能性があり、十分に注意していく必要があるということが述べられています。

10月31日も同じように厳しいということで、現金預金は、確実に会社の資金繰りは厳しくなっている。かなり厳しい段階に入ってきていることは否めないと。

あと、売上高総利益率が少し改善されているのですが、これは、直営店ガールフレンドの販売が前期でなくなったためというふうに書かれています。

最後に総評では、「各指標に関わらず、突発的な資金需要が生じれば、すぐにでも倒産する可能性は十二分にある。長期的には、借入金の返済、建物等の修繕費関係の支出、営業保証金の返済などが生じる。金融機関から新たな借入金などを行うことは事実上不可能なため、現状が続く限り長期的には資金ショートが生じると言わざるを得ない」。また、会計監査からは、減損会計が指摘されていて、損失計上額の正確な数字は不明だが、数十億円になる可能性がある。会社の資産額を考えれば、減損会計が適用されれば債務超過は必至であると指摘がなされています。

最後に――最後じゃないです。総評なんですけれども、この佐々木社長にかわってから、リーシング活動をしっかりに行っているという報告がたしか

議会にはあったと思うんですが、この総評の中では、リーシングテナントの入退店について、「一番大きな問題は、現在、対象会社がリーシング活動を事実上行えていないということである。現在、対象会社は外部有識者によるプロジェクトチームに今後の会社の方向性を検討させており、経営陣としてはその報告を待って今後の方向性について意思決定をする予定である。今後の方向性が定まらない中でリーシング活動を行っても新たな入店につなげることが難しい状況である」ということで、最後に4点、経営陣に対して問題点が指摘されているのですが、第1に、リーシング活動がまったく行えていない。第2に、監査法人から減損会計の適用を指摘されている。第2にですね。第3に、対象会社の今後の方向性の決定に時間を要しているが、財政状態にはそれを待っている余裕はない。第4に、第三セクターの特質と言えるが、経営情報を公開することを迫られている。これによって、信用不安などを生み、悪影響を与える可能性があるということ、最後、第5に、「上記4つの要因からくる資金繰りの厳しさが迫っている」。「資金ショートを起こす可能性」があると指摘されています。

一番最後に、これ平成28年1月31日、これがBSMからは最後の報告になるんですが、最終的には「1年内に資金ショートする可能性も否定できない」と。資金繰り及び業績については、「このままCash減少が続くと最悪のシナリオの場合、今年の夏辺りで資金ショートする可能性もある」ということで、今後の方向性、「専務、常務、部長からは方向性に関して具体的な考えはない。部長に思いなどはあるようだが、専務、常務は青森市及び青森市長の指示を待っているところである。市長から会社の要望、方向性を出してほしいと言われているようだが、会社の権限では既に何もできず倒産を待つだけの状態であり、要望・方向性と言われても何もできないというのが実際の思いのようである」と。

最後に、インタビューを行っての総評、これ、最後なので全部読み上げたいと思いますが、「新たな経営陣に変わって半年ほど経過したが、会社の経営に大きな変動はない。実際この6ヶ月で会社の実情に大きな変動は生じていない。会社としてはプロジェクトチームから報告書を受けても特に大きな動きはなく青森市及び青森市長等の指示を待っている状態である。会社としては、今後の方向性、倒産への危機に関する切羽詰まったものは感じられない。基本スタンスは市役所・市長からの指示を待っている形である。鎌田部長からは最悪のシナリオで今年の夏頃に資金ショートする可能性はあるとのことである。ただ、小切手、手形を発行しているわけではないため資金ショート＝銀行取引停止ではないので少し余裕もある。もちろん支払いが滞れば信用の問題で売上預かり、営業保証金の返却などの問題がでる可能性がある。そのため資金ショートが生じればかなり事業継続は難しくなる。全てにおいて

青森市及び青森市長に下駄を預けている状態である。実際、会社の方向性は代表取締役でもあり、市長でもある青森市長に任されている。資金繰りも年度決算を跨いでかなり厳しい状態である。どのような方向性に進むにしても時間を要すればさらに選択肢は狭まる。時間的な余裕は全くない」ということで、これが今までBSMで出されたものの全ての発表というか指摘です。

最後に、私の意見としては、これ平成27年の予算で修正案が出されて、最終的に平成28年1月31日で作成がストップしてしまったんですけども、やはりこの中身を見れば、唯一会社の状況について正確・的確に指摘してある資料だったというふうに、私も思います。私もその修正案に賛成をしまして、最終的にはこの報告書が作成されなくなってしまったわけなんですけど、やはり最後までこの資料作成を――当時は全く見ることができなかったという状況にあったんですけど、続けさせるべきだったなという感想を最後に述べて終わりたいと思います。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ほかにBSMに関してありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 私も、このBSMの資料を1日かけて見ましたが、我々にとって一番ショッキングだったのは、2009年の3月の時点で債務超過だったということが非常にショックでありました。それを受けて債務超過を回避するために、クリスマス議会と言われる2億円を融資することになったんですけど、その2億円の融資の直後のBSMのコメントがもっとショッキングです。「改善の状況を確認する事はできず、むしろ悪化傾向にある」というふうな言葉で報告されております。あのクリスマス議会が何だったのかということ非常に考えさせられる資料でありますので、皆さんぜひ御一読いただければと思います。

なければこれで。赤木委員。

**○赤木長義委員** 委員長のお話からクリスマス議会の話が出たので発言しますが、私もここにいる何人かもその当時の当事者だと思いますけれども、そのときは2億円を融資する、さらに5億6000万円のDESを行うということで、商業施設としてアウガは再生できるという当時の首長の判断があって、我々もそれに全会一致で賛成をしたという。ただ、実際はそういう状況であったということがわかりましたので、そういうことについて――何というか、調査する議決機関として、やはりきちっと対応するということが大事だと。要は、どこまでが我々の調査範囲か限られていますけれども、やっぱりしっかりと議決する。そのための調査をやるということが改めて必要だということが、ここでは確認できたと思います。

ただ、いずれにしろ過去のことで。この過去のことを今さらほじくって

も、すごく残念な感じがしますがけれども、いずれにしろ、これを教訓とした形でのこの調査委員会が次のステップに進める――進めるというか、青森市のためになる提言ができていけばいいのかなと思って発言して終わります。

**○丸野達夫委員長** ほかにございますか。2億円融資のきっかけ、大丈夫ですか。秋村委員、いいですか。

なければ、これにて終わりたいと思います。

案件の4、その他でございます。

皆さんから何かありますか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 取締役会議事録の追加を求めた件に関して、何かその後、状況の変化はあったんでしょうか。

**○丸野達夫委員長** 議会事務局、説明できますか。はい、議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 今現在、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人に対して、記録の提出を求める件の提出状況ということですよ。

今週の初めに、代表清算人と連絡がとれまして、既に代表清算人の手元には資料があるので、あとは発送の手続ということでして、提出期限が12月15日、今週の金曜日までになっておりますけれども、その期限までには提出できる旨の御連絡をいただいておりますので、記録が届き次第、委員の皆様へ御連絡を差し上げて、閲覧をしていただきたいというふうに考えておりました。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ちなみに資料はこれ、記載間違いですので。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 済みません。今、委員長からちょっとお話ありましたので、資料の訂正させていただきたいと思います。

アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧です。

こちらのページでいきますと、3ページです。3ページの一番下、番号41番ですけれども、まず、市から提出されたBSMモニタリング資料です。提出期限11月13日と記載しておりますけれども、申しわけございません、この11月13日というのは、記録の提出を議決した日として、提出期限といたしましては、提出日と同じ11月21日ですので、この点訂正させていただきます。

同じく次のページ、4ページです。

番号42、43と、今現在ビル会社のほうに記録の提出を求めておりますけれども、こちらの提出期限も、11月13日というのは、記録の提出を議決した日として、提出期限といたしましては、12月15日、今週の金曜日ですので、その点訂正させていただきたいと思います。

修正したものを委員の皆様には後ほど改めて配付させていただきたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 記録の提出を求めた際に、本来、原本を提出されるのが本来の姿だったのではないかなと思うんですが、ちょっとそこ確認なんですが、前はコピーだったんですよね。

○丸野達夫委員長 そうですね。

○中村美津緒委員 コピーしたのをちょっと私たちが閲覧をしたんですけども、信じるしかないんですけども、コピーした内容も、コピーの仕方ちょっと見えない部分があるのですが、なぜ原本を提出することができないのか、それは代表清算人の方から聞いてらっしゃるのでしょうか。

○丸野達夫委員長 議事調査課長、聞いていますか。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 代表清算人のほうからは、記録の原本ということで、内容も重要な部分もありますので、いわゆる書類等の毀損とか劣化の懸念があるので、コピーのほうというふうな趣旨の御連絡をいただいております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうすると、劣化を懸念しているということは、じゃあビル会社がもう完全に閉じたとしても、その取締役会議事録は保存する意思はあるというふうな解釈でそのように代表清算人が述べられたと、今、私認識してよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 今の中村委員の御発言の内容までの認識では、私は受けとめてはおりませんでした。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 コピーで不都合はないと思うので、私はコピーでも問題ないと思います。

○丸野達夫委員長 済みません、相手が出してくるものなので、これについては……。

[赤木長義委員「会議の内容が確認できればいいわけだから、特に問題はないはずです」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 よろしいですか。

一応、こちらでは原本を出してくださいというお願いをしています。ただ、相手が出してくるものなので、それについて、ちょっと、お願いしているものを出してこないのは何でかって言われても、多分、不毛の議論になると思

いますので。

よろしいですか。

〔赤木長義委員「内容が確認できればいい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 事務局からは、ない。はい、山脇委員。

○山脇智委員 証人喚問のときに、今、さまざまな資料をこう、ここでこういうふうに書かれていますけどっていうふうに質問を、証人尋問をしているそのときに、証人から見せてくださいとか、確認させてくださいっていう話があるんですけども、情報開示請求とかで入手したものであれば見せられるんですが、百条委員会で持っている資料は見せられないという状況になってしまっているため、証人がこういうのがありました、添付されていましてって言ったのに見せられないという状況がありまして、これはちょっと問題がやっぱりあると思います。

他の百条委員会でもやはりコピーして、証人に対して見せたりもしたりしているようですので、その点、証人喚問をスムーズに進めるためにも、資料のコピーを可にして、また、証人に対しては、いいんではないですけども見せられるように改善をするように規約を変えたいと思うんですが、提案です。

○丸野達夫委員長 ただいま――何だっけ、うちの何で決まったっけ。要綱（発言する者あり）運営要領では、記録の複写は認めないということになっております。ここを改正したいということですか。

〔山脇智委員「そうするのと、あとはその複写を証人だけには見せられるように」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい。山脇委員。

○山脇智委員 記録の複写をした後、今現状、誰にも閲覧させられないことになっていきますけれども、そのコピーは、証人に対してだけは、尋問の際に見せることができるというふうに、2点改善できればと思うんですが。

○丸野達夫委員長 事務局から何かありますか、意見。はい、議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 基本的に、ただいまの記録の複写を認めない運用という部分に関しましては、以前も御説明いたしましたけれども、百条委員会に関する解説等によりますと、そのようにするべきであるというふうな解説がありましたので、それに基づいてこのような運用をまず当初定めたところでは。

それで、要はこの部分の運用の変更なんですけれども、基本的に記録の複写を認めないというその理由といたしましては、当然、これは記録というのは非常大事な、当該所有者が持っている非常に重要な事項等も含まれた記

録ですので、当然、委員の皆様は閲覧していいんですけれども、委員以外の方にその内容の情報が流出することをまず防止することを一義的な目的として、記録の複写を認めない運用とすべきであるということでありますので、もし仮に、証人尋問に当たって、証人に対してその記録の写しを見せるような形で尋問を進めたいという趣旨のことであれば、その部分、いわゆる第三者に対する情報の流出を防ぐような、何らかの対応といたしましょうか、運用をしていただければ、事務局としてはありがたいと考えております。

要は、例えば、あくまでも写しは、証人尋問を行うに当たって必要となる部分だけに限定して、写しを認める。あるいは、当該証人尋問が終わったら、その写しは事務局に返却していただく。できるだけ限定した運用をしていただければ、第三者への情報の流出等も防げるのではないかと考えておりますので、その点を御配慮いただいた上での運用の変更をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ちょっと課長にも……。私もコピーに関しては、コピーできたほうがいいなとは思っているものの、今の課長の説明より、まず証人尋問というのは、記憶に基づく証言を求めるために、メモ等を持ってこないでというお願いをしています。そこで証人にメモを見せたり、記録を見せるというのは、やっぱりその本来の原則である記憶に基づく証言というものからはちょっと違うのかなというふうな気もするんですが、その点は大丈夫ですか。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** その部分につきましては、原則は当然、記憶に基づいた証言のみではあるものの、そこはやはりそれぞれの委員会の運営の方法、あるいは尋問の方法ということでの運用部分だと思われまますので、そこは本委員会の中で協議していただいて、やはり有効な証言を得るためには、そのような手法も必要だというふうに本委員会の中で決めていただければ、その部分は運用としては許される範囲ではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** そうすると、委員会の判断次第ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** この件につきまして、皆さんから御意見を一応伺いたいと思います。

〔赤木長義委員「次でいいんじゃないか」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** いやいや、次やるんだけれども、意見だけは今出してもらおうかなと思って。

〔赤木長義委員「次にやるかやらないかというのは議決の後だよな」と

呼ぶ]

○丸野達夫委員長 議決はしないです、きょう。赤木委員。

○赤木長義委員 委員長が言ったとおり、記憶に基づいてきちんとやるということが本筋論なので、私は原理原則、本筋論でいいと思っています。

また、運営の進め方については、やはりこれは、質問される方が工夫してくださいということは何度もお願いしている状況ですので、淡々と質問をすれば、時間というのはそうかからない話だと思うので、自分の感想を述べない、自分の意見を言わない、そういう形でやっていただければ、時間というのはスムーズに進むのではないかなと思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 先ほど議事調査課長が説明したように、情報の流出を防ぐという意味で、見てもらったその書類については返却してもらうというようなことなどを行うということを確認した上でやったほうが、本人の記憶を呼び覚ます一つのきっかけにもなると思いますので、そういう形でやっていただければというふうに思います。

以上。

○丸野達夫委員長 よろしいですか。よろしければこれ次回に正式に協議したいと思います。

ほかにございますか。秋村委員。

○秋村光男委員 この間も私、発言させていただいたんですけども、いわゆる尋問時間です。ちょっと、これまでの尋問時間を見れば、2時間、3時間というふうな人もおります。これはやっぱり要領に反していると思うんですよ。確かに要領は、その委員会で決めれば延長することはできます。できますけれども、その前におおむね1時間とすることを決めているわけ。なぜ1時間と決めたのかというところを、もう少し皆さん考えて、質問をしていただければよろしいかなと、私思います。

以上です。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 秋村委員の意見に賛成で、私はもう1時間で切るべきだと思います。やはり、この証人尋問というのは精神的な負担も相当なものだと思いますし、やはり要領があるわけですから、1時間で委員長の判断で終わらせるところは終わらせていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。（「柔軟に」と呼ぶ者あり）1時間をめどに考えていきたいと思っています。

そこで、私から2点ほど提案したいのですが、これは私の主観的意見ですので、御判断は委員の皆様任せたいと思います。

1 点目は証人喚問についてであります。

議決された証人喚問は日程どおり行うことで私も問題はないと思いますが、これまで6人、延べ7人の証人喚問を行ってきた際に、もちろん真相解明をすることは大切だと思う一方で、今御指摘のありました尋問時間が長引いているということも事実だと皆さん感じていると思います。そこで証人へのさまざまな負担も大きいと考えられますし、その軽減を図りたいと思います。

さらに、次の証人喚問日まで少し時間があいておりますので、これから予定されている5人の証人につきましては、まず文書による質問を行い、その回答に一定の目的達成が見受けられるのであれば、順次喚問を取り下げていく方向ではどうでしょうかという提案をしたいと思います。もちろん、回答が不十分であれば予定どおり喚問を行って疑義をただしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さんの御判断をお願いしたいと思います。

ただ、澤谷さんと加賀谷さんに関しては、既に文書で質問をしていて、それが不十分だということで証人喚問するという事に決めてありますので、この場合は、先方に追加で詳細な回答をよこす意思があれば、受け付けるというふうにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

余りこういたずらに喚問をして、と思うものですから。赤木委員。

○赤木長義委員 今のは、加賀谷さんと澤谷さんも含めて、再度もう1回項目なり質問なりを出して……。

○丸野達夫委員長 相手が出したくないといえればこれは強制できないので。

○赤木長義委員 出して、それに対して回答をもらって、それをもとに呼ぶか呼ばないかを判断するというのを、再度そこでやるということでもいいんですよね。今、5人呼ぶということになってはいますけれども、再度、その文書で納得できるのであれば、そこで呼ばないで終わらせたいという委員長の意思があるということですよ。

○丸野達夫委員長 それは私の意見ですよ、個人的な。だから皆さんが合意していただければ、文書で質問をして、納得のいく回答が得られれば、取り下げの手续をとりたいたいという。

○赤木長義委員 そうであれば賛成します。

○丸野達夫委員長 だめであればだめでいいんですが。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 そうすると、質問者には質問事項をつくってもらわなければいけないんですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 よろしいですか。

次に、2点目のことなんですが、調査事項についてであります。

これまでの調査では、書類内容と証言から明らかになったことが幾つかあ

りまして、1つは、経済産業省が定める補助事業の手続に反する事前着工が行われたということはほぼわかっております。

それと、実績報告書に添付されているスプリンクラーの移設・増設工事は、なかったということもわかっています。3つ目に、ビル会社から依頼されて施工業者が見積もり合わせを主導して価格の相談をしたということもわかっていますので、責任の所在は確かに不明でありますけれど、百条委員会の目的というのは、自治体の行政事務に関する調査を目的とした委員会ですので、疑惑を解明する必要があるのかどうかは皆さんと判断をしていかなければいけないんですが、証人喚問という部分は、後ほど虚偽があったかなかったか、証言拒否があったかどうかということは議論しなければいけませんけれども、調査項目の1に関しては、もうこれ以上追究する必要は私はないように感じていますが、皆さんもそれでよければ、調査項目1はこれでクローズして――事務局も今マンパワーが非常に足りていない状況なので、調査項目1をクローズして、まとめの方向に入りたいなと思っているんですが、いかがですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 焦点は調査項目2なので、2を中心にやっていくんですが、今2のほうも、取締役会議事録とBSMモニタリング資料を中心に精査をしていくと、多分、なぜ倒産したかというのが解明できていくと思うので、今後の証人喚問もそんなに必要ないものと私も思うのですが。

ですから、調査項目1のクローズは御同意していただけないかなという提案です。御議論していただければ。赤木委員。

**○赤木長義委員** 12月20日の日にゆっくりやったほうがいいんじゃないですか、これは。

**○丸野達夫委員長** そうですね。

**○赤木長義委員** 私はもう1も2もクローズしていいと思っていますけれども、その辺は皆さんいろんな意見があると思いますので、今、ここで多分議論してもなかなかできないでしょうから。

**○丸野達夫委員長** そうすると、日にちの問題もあるので、証人喚問はその質問事項でやるって方向でいいですか。これ、今やっちゃわないと、証人喚問の日が来ちゃうので、次に回せないの。

**○赤木長義委員** そうだね、文書については、私はいいです。

**○丸野達夫委員長** よろしいですか、文書については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** じゃあ、文書について、やるということになります。

じゃあ、2のほうの調査事項のクローズは次回に持ち越したいと思います。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 ありませんか。なければ……。議事調査課長、どうぞ。

○齋藤賢剛議事調査課長 済みません。今、委員長からお話があった文書による質問の点に関してちょっと確認させていただきたいんですけども、まず、澤谷氏及び加賀谷氏に対しましては、既に1度文書による質問をして回答を得ている状況ですけれども、そうしますと、今の委員長のお話ですと、このお二人に対しては、もう一度その同じ内容の質問をして、もし回答が返ってくるようであれば、その内容について協議して、場合によってはというふうな方向でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということであれば、本日の委員会終了後、以前お送りした質問事項を再度お二人に対して送付したいと思います。次の委員会が12月20日ですので、例えばその前の19日までを回答希望期限といたしまして、文書による回答を求めて、もしその内容が返ってくるようであれば、20日の本委員会でその内容について御協議いただきたいと考えております。

続きまして、本日、証人喚問を議決いたしました3人に対する文書による質問につきましては、その内容を精査していただく必要がありますので、会議終了後、事務局でその文書による質問内容の様式を配付させていただきますので、その様式に質問内容を記載の上、これにつきましては、12月18日、来週の月曜日までを提出期限として、質問内容を提出していただいて、12月20日の本委員会でその質問内容を確認していただいて、文書による質問を3人に対して行うというふうな段取りでよろしいかどうか……。

○丸野達夫委員長 よろしいと思いますが――よろしいですか。赤木委員。

○赤木長義委員 多分、本人が出した回答は自分で持っていると思うけれども、こちらからも質問書と同時に、送ってきた回答書も一緒に添付して送っていただいたほうがより確実なものだと思うので、そこはお願いします。要望です。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいまの赤木委員の提案につきましては、そのように対応したいと思います。

ですので、恐らく本日は議決した3人に対する回答内容の確認、もし回答が来た場合のその内容の確認につきましては、先ほど証人尋問、平成30年1月12日で議決していただきましたけれども、その前に、またこの本委員会を開催して、文書による回答の内容の確認というふうな部分が想定されますので、その点あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 そこは仕方ないと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、これにて終わりたいと思います。御苦労さまでした。

〔「まだある」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 まだありましたか。済みませんでした。

以上をもって、本日の案件は終わりました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも初期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

( 会 議 終 了 )